

## 揭示文書一覧(市長分)

令和7年9月10日

種別	番号	題名	主管課
告示	462	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	463	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	464	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	465	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室
公告	524	制限付一般競争入札について	姫路城総合管理室
公告	525	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課
公告	526	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 462号

令和 7年 9月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関に指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	有 効 期 間
令和7年（2025年）9月1日	かじた形成外科・皮フ科	姫路市辻井一丁目9番13号	令和7年9月1日から令和13年8月31日まで
令和7年（2025年）9月1日	ゴダイ薬局 本店	姫路市駅前町268番地	令和7年9月1日から令和13年8月31日まで
令和7年（2025年）9月1日	医心館 訪問看護ステーション 姫路	姫路市宮西町三丁目13番地	令和7年9月1日から令和13年8月31日まで

姫路市告示第 463号

令和 7年 9月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和7年 (2025年) 7月1日	株式会社F LAP	(変更前) 姫路市別所町小林 340番地1 2 04	ステップ訪問看護リハビリステーション	姫路市白鳥台一丁目7番16号
		(変更後) 姫路市香寺町田野 1306番地3		

令和7年 (2025年) 8月1日	(変更前) 株式会社R I M O K A	(変更前) 大阪府箕面市彩都 粟生南2-23- 20	L E A L E A訪問看護 ステーショ ン	姫路市三条町一 丁目65番地 インタービレッ ジ三条501
	(変更後) 株式会社L E M E L I A	(変更後) 大阪府大阪市北区 大深町6番38号 グランドグリーン大 阪北館J A M B A S E 6階J A M - D E S K		

姫路市告示第 464号

令和 7年 9月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者名	主たる事務所所在地	事業所名	事業所所在地
令和7年 (2025年) 7月1日	株式会社GET	大阪府岸和田市 春木若松町1-28	Get訪問介護北平野	(変更前) 姫路市北平野二丁目2番28号 ハイツ柳井205号
				(変更後) 姫路市北平野二丁目1番51号

令和7年 (2025年) 7月1日	株式会社FLAP	(変更前) 姫路市別所町小林340番地1204	ステップ訪問 看護リハビリ ステーション	姫路市白鳥台一 丁目7番16号
		(変更後) 姫路市香寺町田野1306番地3		
令和7年 (2025年) 7月1日	株式会社FLAP	(変更前) 姫路市別所町小林340番地1204	デイサービス ステップ白鳥	姫路市白鳥台一 丁目7番16号
		(変更後) 姫路市香寺町田野1306番地3		
令和7年 (2025年) 7月1日	株式会社FLAP	(変更前) 姫路市別所町小林340番地1204	デイサービス ステップ	姫路市北平野一 丁目3番33号
		(変更後) 姫路市香寺町田野1306番地3		
令和7年 (2025年) 8月1日	(変更前) 株式会社RIMOKA	(変更前) 大阪府箕面市彩都粟生南2-23-20	LEALEA 訪問看護ステ ーション	姫路市三条町一 丁目65番地 インタービレッ ジ三条501
	(変更後) 株式会社LEMELIA	(変更後) 大阪府大阪市北区大深町6番38号 グラングリーン大阪北館 JAMBASE 6階 JAM-D ESK		

姫路市告示第 465号

令和 7年 9月10日

姫路市長 清元秀泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により、下記の施術者を医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する機関に指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

指定年月日	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地
令和7年（2025年）8月4日	久保 昂弥	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	岡本 由季	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	田口 直弥	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	竹内 音羽	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10

令和7年（2025年）8月4日	上山 蛭斗	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	頼木 空	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	高原 舞音	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10
令和7年（2025年）8月4日	桐原 大輝	くぼ整骨院	姫路市広畑区才839番地10

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

北部土墨樹木伐採剪定業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
北部土墨樹木伐採剪定業務委託
- (2) 履行場所  
姫路市本町68番地
- (3) 履行期間  
令和7年(2025年)10月20日から令和8年(2026年)3月31日まで
- (4) 業務概要  
履行場所の指示する範囲内の樹木等の伐採及び中高木の剪定に係る作業を行うもの
- (5) 最低制限価格  
無

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次に掲げる全てに該当する者
  - ア 本店が姫路市内にある者
  - イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「植物管理」の詳細業種「除草、草刈、剪定」において競争入札に参加する資格を有する者
  - ウ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「植物管理」の詳細業種「草花・庭園管理他」において競争入札に参加する資格を有する者
  - エ 法人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる全てに該当する者
  - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けてい

ない者

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 平成27年4月1日以後に完了した国、地方公共団体が発注した契約金額500万円以上の中高木（樹高10m以上）の伐採又は剪定業務の履行実績を元請として有する者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員である場合
- (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

### 3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年（2025年）9月24日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html</a> )

### 4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによる

こととし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号エに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告の日以後に取得したものの原本に限る。）

ウ 第2項第6号に規定する履行実績に係る履行実績調書（様式2）

エ 関連企業申告書（様式3）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送
受付期間	公告の日から令和7年（2025年）9月24日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（最終日にあつては、午後4時）まで（郵送の場合にあつては、最終日の午後4時必着とする。）
受付場所	姫路市本町68番地 観光経済局姫路城総合管理室（以下「姫路城総合管理室」という。） 電話番号 079-284-5685

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年（2025年）9月26日を目途に、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）をメールにより通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年（2025年）9月30日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：himejiyousougou@city.himeji.lg.jp）にて、姫路城総合管理室に提出すること。期日までに当該請求があつた場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

(6) 提出された書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(7) 提出された書類は返却しない。

5 仕様書等の閲覧期間及び場所

北部土塁樹木伐採剪定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）等の閲覧期間及び場所は次のとおりとする。

閲覧期間	公告の日から令和7年（2025年）10月10日まで
閲覧の場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html</a> )

6 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に掲げる期間内に、質疑書（様式4）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和7年（2025年）10月3日 午後5時まで
--------	-------------------------

送信先	himejiyousougou@city.himeji.lg.jp
質問回答 開始日時	令和7年(2025年)10月7日 午後1時から
質問回答 を示す場 所	姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html</a> )

#### 7 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時	令和7年(2025年)10月10日 午前9時30分
入札及び開札の場所	姫路市本町68番地 姫路国際交流センター セミナー室B

#### 8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	公告の日から令和7年(2025年)10月10日まで
契約条項を 示す場所	姫路市ホームページで提供 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031646.html</a> )

#### 9 入札方法等

- (1) 本入札は、制限付一般競争入札により行う。
- (2) 入札書は、指定する様式を使用すること。
- (3) 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
- (4) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (5) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

#### 10 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時	令和7年(2025年)10月10日 午前9時30分
入札及び開札の場所	姫路市本町68番地 姫路国際交流センター セミナー室B

#### 11 入札に関する条件等

- (1) 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (3) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### 12 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）により入札参加を認められた者がした入札、無効の入札参加申込書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
  - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
  - オ 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低入札金額と同額又はこれを超えた入札
  - カ 入札書に記名押印（姫路市に届出している使用印）のない入札
  - キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
  - ク 金額を訂正した入札
  - ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
  - コ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第7号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

### 1.3 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

### 1.4 落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

### 1.5 再度の入札に関する事項

- (1) 再度の入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、参加できない。

### 1.6 契約予定日

令和7年（2025年）10月20日

### 1.7 その他

- (1) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加申込書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加申込書等の提出後においては、原則として入札参加申込書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 予定価格は、非公表とする。
- (6) 本業務についての説明会は、実施しない。

姫路市公告第 525号  
令和 7年 9月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第19条第7項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して14日間（令和7年9月24日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

#### 1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 豊富地区 津熊

#### 2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

#### 3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：[noseisomu@city.himeji.lg.jp](mailto:noseisomu@city.himeji.lg.jp)

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することは

できない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては氏名及び住所を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出のあつた意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。



姫路市公告第 526号

令和 7年 9月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号  
令和7年5月15日  
姫路市指令土 第1-10号（25）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
姫路市大塩町字大歳88番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
姫路市大塩町182番地1  
有限会社甲栄  
代表取締役 柳川 雅也